

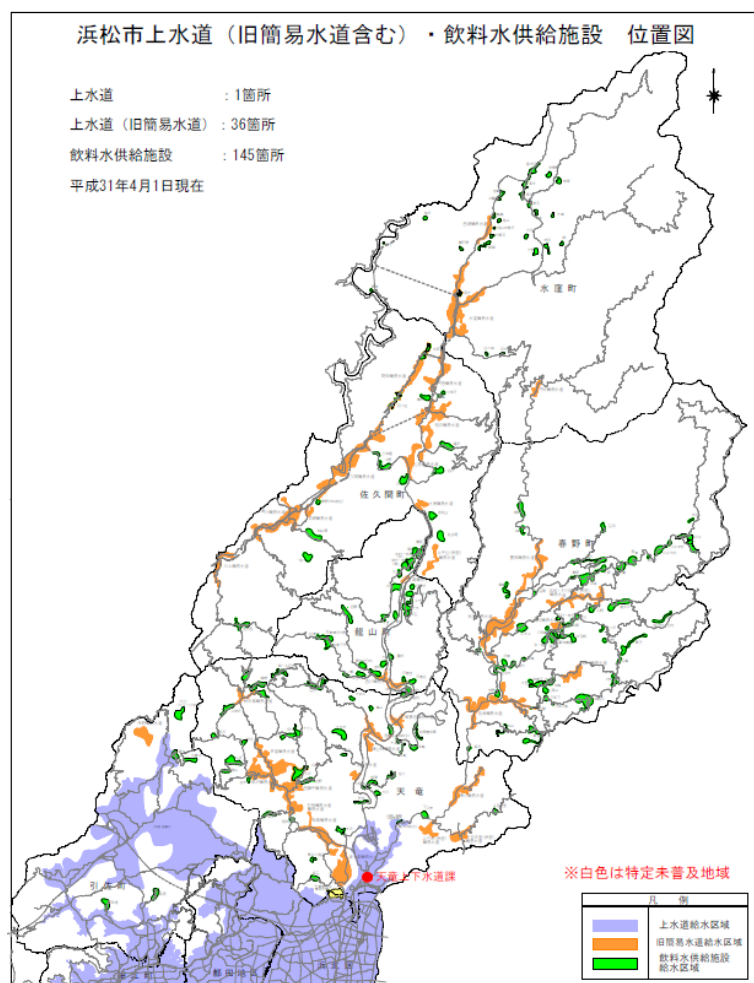
給水車による運搬給水①

1. 基本情報

(1) 都道府県	静岡県
(2) 水道事業体名	浜松市水道事業
(3) 事業主体	浜松市
(4) 事業地区名（実施位置）	特定未普及地域※
(5) 事業地区給水人口	現在：797 人 [H30. 4. 1]
(6) 事業地区給水面積	—

※ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 6 条第 1 項に規定する水道事業経営の認可を受けた者が経営する給水区域及び公設の飲料水供給施設の給水区域を除く地域

[位置図]



2. 地区の概要

① 位 置

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 6 条第 1 項に規定する水道事業経営の認可を受けた者が経営する給水区域及び公設の飲料水供給施設の給水区域を除く地域（詳細は位置図参照）

② 本地区が抱える問題

- ・ 地元住民が共同で管理を行っているが、組合員の減少により維持管理の負担が大きくなっている。
- ・ 高齢化による施設の維持管理が困難になってきている。
- ・ 水源が渇水期（冬期）に枯渇、降雨時に濁水が発生する場合がある。

3. 事業目的

アンケート調査結果に基づき特定未普及地域において、公設の水道事業の恩恵を受けられない民設の飲料水供給施設及び個人水道等から生活用水を得ている者に対して、安全で安定した生活用水を利用することを可能とするために平成 21 年度に住民福祉の観点から生活用水応援事業を創設し、生活用水の確保及び水質管理体制等の充実を図るための支援を行う。

4. 事業概要

水枯れや濁水等により生活用水が確保できない者に対し、「浜松市特定未普及地域における給水事業要綱」に基づき給水車等による水の宅配サービスを開始した。

【参考】生活用水応援事業

① 水の宅配サービス（詳細は後述参照）

② 施設整備及び維持管理支援事業

- | | | |
|----------------------------------|-----|------|
| ・ 水タンク及び配水施設整備費用（水タンク等の設置に要する経費） | 補助率 | 8/10 |
| ・ 簡易浄水装置設置費用（簡易浄水装置の設置に要する経費） | 補助率 | 8/10 |
| ・ 施設整備及び修繕費用（配水施設の整備、修繕に要する経費） | 補助率 | 8/10 |
| ・ 施設維持管理業務費用（施設の管理や水質検査委託に要する経費） | 補助率 | 1/2 |

(1) 事業主体

浜松市（ただし、浜松市長から事務委任を受けて上下水道部で実施）

(2) 実施方法

「浜松市特定未普及地域における給水事業要綱」に基づき実施。（別紙 1 参照）

事業財源については、一般会計で実施。

(3) 給水対象

特定未普及地域において、民設の飲料水供給施設及び個人水道等から生活用水を得ているもので、施設（取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設又は配水施設）の破損、水源の枯渇、

濁水等により給水の必要性が生じた場合において、次のいずれかに該当する者を給水対象とする。

- ① 本市の住民基本台帳に登録された者であって当該記録された住所が特定未普及地域の区域内である者。
- ② 前号に定める者のほか、緊急に水道用水を供給することが居住する者の福祉の増進を図るために必要であり、適切であると水道事業及び下水道事業管理者が認めた者。

(4) 給水開始年月

平成 21 年 4 月 1 日より事業を開始

(5) 費用負担方法

- ・ 特定未普及事業に係る全ての人工費用については、一般会計から上下水道部へ繰入れしている。
- ・ 給水活動に係る運搬費用及び給水料金を申請者へ請求している。

申請者への費用負担額 = 給水料金^{※1} + 運搬費用^{※2}

※1 給水料金＝給水量（ m^3 ） $\times$ 200 円（ m^3 ） $\times$ 消費税

※2 運搬費用＝500 円／回

(6) 減免措置

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による生活扶助を受けている世帯その他これに準ずる特別の理由があると認められる世帯については、水道用水の運搬費用を減免することができる。

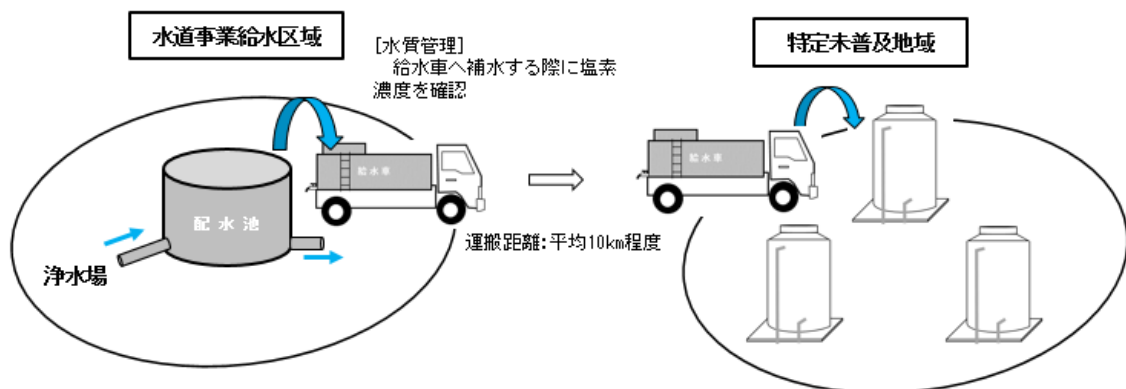
5. 給水方法の概要

(1) 給水方法

施設（取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設又は配水施設）の破損、水源の渇水、濁水等により給水の必要性が生じた場合において、水道事業給水区域内の給水所（配水池、消火栓）より給水車へ補水・運搬し、給水対象者の受水タンクやポリタンク等に補給する。

なお、給水対象者の責務として、給水後の水の安全性を確保するため、受水タンク、ポリタンク等の清掃等の措置を講ずるよう努めなければならない。

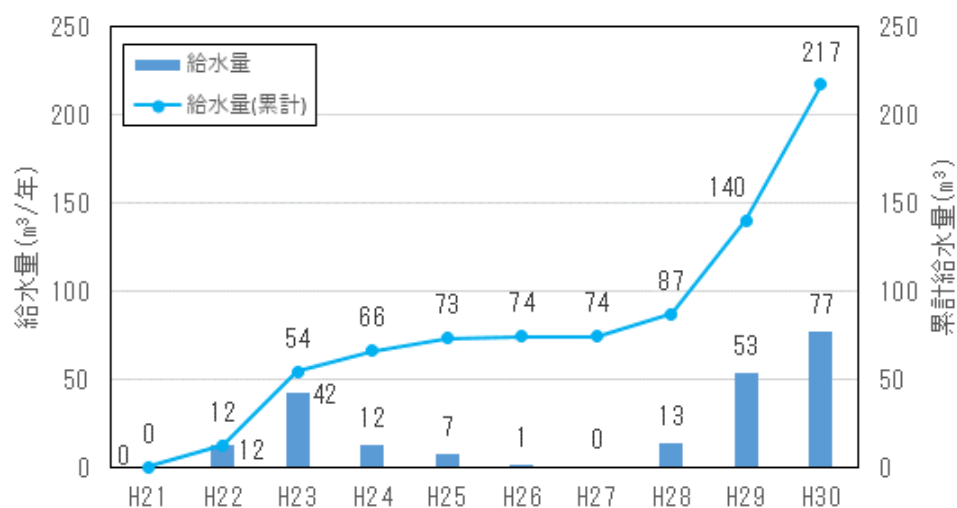
[給水方法の概要図]



給水車規格[タンク容量]	2.0 m ³
給水車使用台数	1 台
1 日・1 台当たりの運転サイクル	1～2 回／日 ※給水対象者が個人又は数戸の組合であるため、給水量が少ない。
配水池等から給水区域までの距離	平均 10 km程度（水道事業給水区域内の給水所（配水池、消火栓）から運搬）
その他	—

[給水実績]

- 給水申請の件数としては、水源枯渇や施設故障時で給水申請があった際に実施することになるが、実績としては、1 年当たり平均 10 件程度である。
- また、給水期間としては、渇水が解消されるまでの期間または施設修繕が完了するまでの間となるが、実績として、平均 1 週間程度であり、その間の給水頻度としては、2 日に 1 回程度である。
- 年間給水量実績



年間平均給水量：22m³/年

累計給水量(10 年)：217m³

(2) 実施体制

給水車 3 台、水道局職員 8 名（事務を含む）

(3) 災害時の対応

災害時には市全域と同じ災害対応となる。（要綱には災害時対応について特に記載なし）

(4) 消火用水の確保

特定未普及地域への運搬給水であるため、該当なし

(5) 給水地域との連携

特定未普及地域への運搬給水であるため、該当なし

(6) 水質管理

検査基準	水道法水質基準
検査頻度	給水所から給水車へ補水時に毎回実施
検査場所	給水所
管理項目	残留塩素濃度

(7) 維持管理（上下水道局が事務委任を受けて実施）

給水対象者の受水タンクやポリタンク等に給水車による運搬給水であることから、維持管理の対象となる施設は無い。

6. 実施にあたっての検討内容

検討項目	検討結果
対象者をどこまで広げるのか	・住民登録された者で未普及地域に居住する者 ・工場や別荘利用者には適用しない
給水するタンクがない施設の対応	・無償でポリタンク等の資機材を貸す
専任職員を配置するか否か	・専任職員は配置しない

7. 住民への周知方法

- ・リーフレットの配布（不定期）
- ・アンケート実施（不定期）

8. 現時点において事業実施により得られた主な知見

区 分	メリット	デメリット
計画段階	・住民に対して安心感を与えている。 ・水源の枯渇や施設故障の際に断水することなく対応が可能である。 ・費用負担が少ない。	・渇水期に水源枯渇が集中すると給水対応が追い付かない。 ・水源枯渇期間が長期の場合、対応期間についても長期化する恐れがある。
実施段階	・住民に対して安心感を与えている。 ・断水することなく修繕等を行えている。 ・費用負担が少ない。	・水源枯渇による長期の給水活動を行った。なお、今後の対応として水源の見直しの検討についても必要となった。 ・渇水期における水源枯渇の給水件数が当初見込みより少ない。

(別紙1) 浜松市特定未普及地域における給水事業要綱

浜松市特定未普及地域における給水事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号）第6条第1項に規定する水道事業経営の認可を受けた者が経営する給水区域及び公設の飲料水供給施設の給水区域を除く地域（以下「特定未普及地域」という。）において、水道用水を供給することが住民の福祉の増進を図るため、必要であると認めたとき（非常災害時を除く。）に行う、水道施設内に取り入れた水を特定未普及地域内に居住する者に供給する事業（以下「給水事業」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(給水の対象)

第2条 給水事業の対象となる者は、特定未普及地域において、民設の飲料水供給施設及び個人水道等から生活用水を得ている者で、施設（取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設又は配水施設）の破損、水源の濁水、濁水等により給水の必要性が生じた場合において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録された者であって、当該記録された住所が特定未普及地域の区域内である者
- (2) 前号に定める者のほか、緊急に水道用水を給水することが居住する者の福祉の増進を図るために必要であり、適切であると水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めた者

(給水の申込み)

第3条 給水事業により給水を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、給水申込書（第1号様式）を管理者に提出しなければならない。

(給水申込みの審査及び決定)

第4条 管理者は、前条の規定による申込みを受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要がある場合は現地調査を行うものとする。

2 管理者は、申込者に対する給水を適当と認めたときは、申込者に給水決定した旨を、給水決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

3 管理者は、申込者に対する給水が適当でないと認めたときは、申込者に給水決定しなかった旨をその理由を付した給水不決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(資機材の調達)

第5条 前条の規定により、給水決定を受けた者（以下「給水対象者」という。）は、浜松市小規模水道施設等設置及び維持管理費補助金要綱別表第2に規定する生活用水を貯留するための水タンク及び配水施設並びに滅菌装置等の簡易浄水施設を整備し、又は同等程度の性能を備えたものを調達しなければならない。ただし、第6条第3項に規定する水道用水を管理者が指定する場所に取りに来る場合は、この限りでない。

2 給水対象者は、緊急やむを得ない場合において、ポリタンク等の資機材を用意できない場合及び必要量の給水を受水する貯水タンク等がない場合は、管理者から無償でポリ

タンク等の資機材を借用することができる。

- 3 給水対象者は、前項の規定により管理者が所有するポリタンク等の資機材を借用するときは、資機材借用申込書兼管約書（第4号様式）を管理者に提出しなければならない。
- 4 管理者は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、給水対象者に資機材の貸出決定した旨を、資機材貸出決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（経費の負担及び算定）

第6条 給水対象者は、1㎡あたり200円に消費税及び地方消費税を乗じた額に給水量を乗じて得た額（以下「給水料金」という。）と水道用水を運搬するために係る費用（以下「運搬費用」という。）1回当り500円を合わせた額（以下「経費」という。）を負担するものとする。

- 2 前項の規定により給水料金を算定する場合において、1㎡未満の給水量が生じたときは、次に定めるところにより算定する。

- (1) 給水を必要とする期間（給水を必要とする期間が長期間に及ぶ場合は、2月を1期間として算定する。以下「給水期間」という。）に給水した給水量の合計が1㎡未満の場合は1㎡とする。

- (2) 給水期間に給水した給水量の合計に1㎡に満たない端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。ただし、当該端数は、次の給水期間の給水量に加算する。

- 3 第1項の規定にかかわらず、給水対象者が水道用水を管理者が指定する場所に取りに来た場合の経費は、給水料金とする。

（経費の減免）

第7条 管理者は、生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受けている世帯その他これに準ずる特別の理由があると認められる世帯については、水道用水の運搬費用を免除することができる。

- 2 前項の規定により免除を受けようとする給水対象者は、給水運搬費用免除申請書（第5号様式）を管理者に提出しなければならない。
- 3 管理者は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査するものとする。
- 4 管理者は、免除を受けようとする給水対象者に対する水道用水の運搬費用の免除を適当と認めたときは、当該給水対象者に免除を決定した旨を給水運搬費用免除決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。
- 5 管理者は、給水対象者に対する水道用水の運搬費用の免除が適当でないと認めたときは、給水対象者に給水運搬費用免除不決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(経費の請求及び納付)

第8条 管理者は、給水完了後、第6条に規定する経費を給水対象者に請求書(第8号様式)により請求するものとする。

2 給水対象者は、管理者から請求のあった経費を、請求の日より1ヶ月以内に所定の方法により納付するものとする。

(給水日時)

第9条 給水対象者に給水する日は、管理者が必要と認める日において行うものとする。

(給水対象者の責務)

第10条 給水対象者は、給水後の水の安全性を確保するため、受水タンク、ポリタンク等の清掃等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(損害賠償)

第11条 給水対象者は、管理者の責めに帰すべき事由によるものを除き、給水後に発生した事故等に対する損害の賠償を管理者に請求することができないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

個人水道 及び 民設水道組合の皆様へ

「生活用水応援事業」が始まります。

平成20年度に実施しましたアンケート調査にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

皆様からのアンケート調査結果をもとに、安全で安定した生活用水を使っていたくため、「生活用水応援事業」を創設しました。

平成21年4月1日から利用できますので、お困りのときはお近くの上下水道課(室)にお問い合わせください。

生活用水応援事業の対象者

水道事業、簡易水道事業及び公設の飲料水供給施設の給水区域に属さない地域に居住され、住民基本台帳に記録されているか外国人登録台帳に登録されている方が対象となります。

事業の内容



水枯れや濁って生活用水が確保できない方へ



水の宅配サービスをご利用ください

【説明】水枯れや濁水等により生活用水が確保できない方に給水車等で水をお配りするサービスです。
お持ちの貯水タンクやポリタンク等に補給します。



【ご負担】①水の料金 210 円/m³
②運搬費 500 円/回

たとえば1 m³の給水で...

① 1 m³当たりの水の料金=210 円
② 運搬費 1 回×500 円=500 円
皆様のご負担額 710 円

【お支払い方法】

市から納入通知書を送付させていただきますので、お近くの金融機関に納付してください。



【その他】

- ・サービスは、職員の勤務時間内を基本とします。
- ・補助事業を利用して、貯水タンクを整備していただければ、生活に必要な水をためておけます。
- ・給水後の水は時間の経過とともに滅菌効果が低下しますので、保存は3日くらいを目安としてください。





貯水タンクや浄水装置を整備したり、修繕工事をするときは…



施設整備及び修繕助成事業をご利用ください

- 【説明】①貯水タンク整備等に対する助成
貯水タンクや配水設備を整備する経費の一部を助成
②簡易浄水装置設置に対する助成
ろ過装置や滅菌機が一体となった小型浄化装置を整備する経費の一部を助成
③施設整備・修繕工事に対する助成
その他施設整備や修繕工事に要する経費の一部を助成

【助成】8割助成 たとえば、貯水タンク（50万円）の場合
【ご負担】2割負担 40万円を助成します。



水質検査を行ったり、施設点検を業者に委託した場合は…



施設維持管理業務助成事業をご利用ください

- 【説明】①水質検査費用に対する助成
浜松市飲用井戸等衛生対策要領に基づき、水質検査を行う経費の一部を助成
②点検業務を委託する費用に対する助成
施設の維持管理でお困りの方が、水源やろ過池または配水施設の点検等を委託する場合の経費の一部を助成

【助成】5割助成 たとえば、省略検査を（年2回で約11,000円）を行った場合、5,500円を助成します。
【ご負担】5割負担

助成事業の手続き

【助成の申請】

お近くの上下水道課（室）へご連絡いただき、申請書及び見積書等を市に提出してください。

（職員が現地調査させていただくことがあります。）

【助成金の請求】

事業が完了したら、業者からの請求書、支払いを証明する書類の写しを市に提出してください。（水道組合の場合は収支清算書もお願いします。）

【その他】

- ・点検業務委託の場合、補助金の限度額は30万円です。
- ・施設整備・修繕工事は、1箇所当たり5万円以上が対象です。

(別紙3) 渇水・濁水等に関するアンケート（浜松市実施）

渇水・濁水等に関するアンケート

飲料水供給施設 及び 個人水道の皆様

浜松市上下水道部
天竜上下水道課長

日ごろ、市の水道事業につきまして、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
さて、市では「浜松市飲料水供給施設等基本計画」に基づき、飲料水供給施設などの小規模水道施設の整備等をすすめています。この度、今後の事業推進の参考とするため、渇水や濁水等に関するアンケート調査を実施させていただくことになりました。
つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、アンケート調査の趣旨にご理解をいただき、ご協力をいただけますようお願い申し上げます。

※ 該当するところを○で囲み、必要な箇所は文字を記入してください。

水 道 の あ る 場 所 等 に つ い て	
住 所：浜松市 天竜区 _____	※住所をご記入ください。
氏 名： _____	
名 称： _____	※水道の名称があればご記入ください。
水 源 の 水 量 に つ い て の 質 問	
(1) 過去3年間で水源の水が少なくなり、節水が必要となったことがありますか。 (あ る ・ な い) ※「ない」とお答えの方は(7)へお進みください	
(2) 過去3年間で節水が必要となった日数は何日間ですか。 _____日間（うち、最も多かった1年で_____日間）	
(3) 節水するときは、どのようにしていますか。 ① 入浴や洗濯する回数を減らす。 ② 個人で引いている水を使用している ③ 別の場所にくみに行っている ④ 市販されている水を購入している。 ⑤ その他 (_____)	
(4) 過去3年間で水源が枯れて、水が使えなくなった時期はありますか。 (あ る ・ な い)	
(5) 過去3年間で水が使えなかった日数は何日間ですか。 _____日間（うち、最も多かった1年で_____日間）	

渇水・濁水等に関するアンケート

(6) 水が使えなくなった時はどのようにしていますか。

- ① 個人で引いている水を使用している
- ② 別の場所にくみに行っている
- ③ 市販されている水を購入している
- ④ その他 ()

(7) あなたの家庭ではトイレを水洗化していますか

(している ・ していない)

(8) 水洗化していない理由は何ですか

- ① 水が少ないためできない
- ② 必要がないため
- ③ その他 ()

(9) 水源の水量は 10 年前と比較してどうですか

- ① 水量が増加した
- ② 水量が減少した
- ③ 変わらない

(10) どのくらいの水量が減少しましたか

- ① 約半分に減少した
- ② 約 1 / 3 に減少した
- ③ その他 ()

(11) 水量が減少した理由は何だと思えますか

- ① 林道の整備
- ② 森林の荒廃
- ③ その他 ()

水 の に ご り に つ い て の 質 問

(12) 過去 3 年間で水がにごったことにより、水を飲むことができなかったことがありますか。

(あ る ・ な い) ※「ない」とお答えの方は(17)へお進みください

濁水・濁水等に関するアンケート

(13) 過去3年間で水がにごって飲めなかった時期はいつですか

- ① 大雨が降るたびに飲むことができない
- ② 小雨でも飲むことができない
- ③ その他 ()

(14) 過去3年間でにごっている期間は何日間ですか。

- ① 大雨のとき _____ 日間 (うち、最も多かった1年で_____ 日間)
- ② 小雨のとき _____ 日間 (うち、最も多かった1年で_____ 日間)
- ③ その他 ()

(15) 水が飲めないときはどのようにしていますか。

- ① 個人で引いている水を使用している
- ② 別の場所にくみに行っている
- ③ 市販されている水を購入している
- ④ その他 ()

(16) 水がにごる理由は何だと思いますか

- ① 林道の整備
- ② 森林の荒廃
- ③ その他 ()

日 ご ろ の 維 持 管 理 に つ い て の 質 問

(17) 維持管理状況

- ・ 自分たちで管理 (年 ・ 月 ・ 週 _____ 回 程度) ※○で囲み、回数を記入
(例 豪雨後の不定期に行う見回りや修繕を含む。)
- ・ 管理委託の必要性 (有 ・ 無)
- ・ 管理委託 (している ・ していない)
- ・ 管理委託の内容 (水源 ・ 浄水施設 ・ 配水池 ・ その他 : _____)
(委託先 : _____)
- ・ 管理委託の必要性はあるが、管理委託をしていない場合の理由
(_____)

濁水・濁水等に関するアンケート

(18) 1年間で、水道のためにどれくらいお金がかかりますか。

※個人水道の方のみご記入ください。

- ・管理委託料 _____円
- ・水質検査料 _____円
- ・薬品代 _____円
- ・修繕費 _____円
- ・電気料金 _____円
- ・その他（ _____ ） _____円

(19) 維持管理が困難と思われる理由は何ですか。

- ① 費用負担が大きい
- ② 管理に手間がかかる
- ③ その他（ _____ ）
- ④ 特に困難とは思っていない

施 設 整 備 に つ い て の 質 問

(20) あなたの施設では、現在、施設の更新や改修が必要な状況だと思いますか。

- ① 今のところ問題ない
- ② 施設の更新または改修が必要

(21) 施設の更新・改修をする場合、負担の限度はいくらと考えますか。

- ① 5万円未満 ⑤ 30万円～50万円
- ② 5万円～10万円 ⑥ 50万円～100万円
- ③ 10万円～20万円 ⑦ 100万円以上
- ④ 20万円～30万円 ⑧ その他（ _____ ）

ご 家 族 の 構 成 （ 年 齢 ） に つ い て の 質 問

(22) ご家族の構成を年齢別に教えてください。

年齢	才	才	才	才	才	才	才	才	才	才	才	才
人数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

合 計 _____ 人

渇水・濁水等に関するアンケート

飲料水の宅配サービスについての質問

(23) 飲料水を皆様のお宅へお届けする「宅配サービス」があれば、利用しますか？

(利用する ・ 利用しない) ※「する」とお答えの方は(24)へお進みください

(24) どのような場合、利用しますか？

- ① 常に利用する。
- ② 水道施設の維持管理ができなくなったとき。
- ③ 水が枯れたとき。
- ④ 水が濁ったとき。
- ⑤ その他。

[

]

ご協力、ありがとうございました。

(参考) 給水車による運搬給水の実施状況

(給水所における水質確認)



(給水所における給水車への補水状況)



(給水車による運搬状況)



(給水車による給水状況)



(受水タンクへの給水状況)

